

証券コード 8181

平成29年5月9日

株主各位

東京都台東区池之端1丁目4番1号

株式会社 東 天 紅

代表取締役社長 小 泉 和 久

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月24日午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区池之端1丁目4番1号
東天紅上野店 3階 鳳凰の間
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第61期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件

以 上

~~~~~  
◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.totenko.co.jp>）に記載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府及び日銀による経済政策、金融緩和策等の実施により、緩やかな回復基調が続いたものの、中国をはじめとするアジア新興国の景気下振れや英国のEU離脱問題、米国の政策転換等、海外経済の不確実性が高まり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当業界におきましては、中食需要の高まりにより外食のみならず他業種との競合が激化するなか、人材不足を背景とした採用活動費や人件費の増加、また原材料価格の高騰など、依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした状況のもとで、当社は、会社構造改革を推進し、黒字化を目指してまいりました。

まず、全店において成果主義セールス活動を徹底し、売上の拡大に注力してまいりました。

さらに、お客様アンケートの収集・分析活動を強化し、一部店舗では顧客名簿と予約受注の一元管理システムの導入準備を進め、作業の効率化を図ることと合わせ、顧客満足度の向上に努めてまいりました。

また、インターネット完結型予約サイトとの提携やLINEなどを活用し、インターネットを中心とした販促への移行を行い、販促費削減を実行してまいりました。

次に、婚礼ブランド「LUCIS (ルーキス)」「Cœur et Cœur (クーレクール)」「LA VIE CLAIR (ラ ヴィ クレール)」に加え、各店においても、ウエディングにかかわるパーティの受注に注力し、顔合わせ、食事会、1.5次会、2次会のさらなる強化を図りました。

平成28年6月、愛知県名古屋市中村区名駅所在の“JPタワー名古屋”内の商業施設3階に「K I T T E名古屋店」を新規出店いたしました。落ち着いた雰囲気のお店となり、来店されたお客様にご好評をいただいております。

平成28年8月「CHIBA SKY WINDOWS 東天紅」は22階の改装工事を終え、会議並びに宴会を受注し順調に推移しております。なお、この改装時期にあわせて、「CHIBA SKY WINDOWS 海燕亭」を閉店いたしました。

また、平成29年1月「恵比寿ガーデンプレイスタワー店」が入居している39階のフロア全体をリニューアルすることとなり、同店を閉店いたしました。

一方、保有不動産の有効活用のため、上野広小路ビルの売却を行いました。

当事業年度の売上高は、前年同期比8.0%増の67億1,484万円となりました。売上構成の変化に伴い粗利益が当初予想より減少、さらに人手不足による人件費増に加え、婚礼関連販促費の先行負担などもあり、営業損失は1億5,497万円（前年同期は営業損失7億3,064万円）、経常損失は1億6,457万円（前年同期は経常損失6億9,654万円）となりました。また、減損損失1億9,170万円の計上並びに、所有不動産の売却及び繰延税金負債の取崩しにより当期純利益は393万円（前年同期は当期純損失6億9,902万円）となりました。

業態別売上高は次のとおりであります。

| 業 態 別   | 売 上 高    | 売 上 構 成 比 | 前年同期比  |
|---------|----------|-----------|--------|
| 中 国 料 理 | 6,496百万円 | 96.8%     | 109.7% |
| 日 本 料 理 | 156      | 2.3       | 60.3   |
| そ の 他   | 61       | 0.9       | 171.1  |
| 合 計     | 6,714    | 100.0     | 108.0  |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## （2）設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資総額は2億4,090万円で、その主なものは、次のとおりであります。

| 投 資 目 的                         | 所在地         | 内 容                                       |
|---------------------------------|-------------|-------------------------------------------|
| 「K I T T E名古屋店」出店               | 名古屋市<br>中村区 | “J Pタワー名古屋”内の商業施設3階。<br>平成28年6月17日新規オープン。 |
| 「CHIBA SKY WIND<br>O W S 東天紅」改装 | 千葉市<br>中央区  | 22階海燕亭部分を東天紅に改装。<br>平成28年8月新装オープン。        |

## （3）資金調達状況

当事業年度における資金調達におきましては、特に記載すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府による経済政策などを背景に、景気は首都圏を中心に穏やかな回復が予測されていますが、未だ景気の先行きは不透明なものと思われまます。

当社といたしましては、会社構造改革をさらに推進させ、売上目標の達成に努め、黒字化を目指してまいります。

まず、引き続き成果にこだわるセールスの徹底により、新規顧客の掘り起こしや既存顧客の囲い込みを確実に実行してまいります。

次に、婚礼ブランド「LUCIS (ルーキス)」「Cœur et Cœur (クーレール)」「LA VIE CLAIR (ラ ヴィ クレール)」においては、各媒体への積極的販促を継続し、合わせてSNS等の活用を行い、新規来館客の増加、成約率のアップを図り、売上増加を目指してまいります。

また、販促活動は、ネット関連への移行をさらに推進させ、婚礼はもとより各店における宴会受注の強化を図ってまいります。

そして、「上野店」の婚礼部門においては、販促投資の効果が表れ、新規来館数、成約率ともに順調に推移しており、婚礼売上の増加が期待されます。

平成29年夏、恵比寿ガーデンプレイスタワー39階のリニューアルに合わせ、同フロアに新規出店する予定となっております。

また、所有不動産の売却資金を有効活用し安定収益確保のため、平成29年3月、東京都世田谷区と千葉県習志野市の賃貸用不動産を取得いたしました。

#### (5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                    | 平成25年度<br>第58期 | 平成26年度<br>第59期 | 平成27年度<br>第60期 | 平成28年度<br>第61期(当期) |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 売上高(百万円)              | 6,323          | 5,921          | 6,217          | 6,714              |
| 当期純利益又は純損失(△)(百万円)    | 209            | 2,125          | △699           | 3                  |
| 1株当たり当期純利益又は純損失(△)(円) | 8.17           | 82.72          | △27.21         | 0.15               |
| 総資産(百万円)              | 13,705         | 15,380         | 13,739         | 12,959             |
| 純資産(百万円)              | 8,869          | 11,000         | 10,250         | 10,281             |

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当社は中国料理を主体とする飲食店、結婚式場、宴会場等の経営及び食品の加工、販売の業務を営んでおります。

(8) 主要な営業所（平成29年2月28日現在）

- ① 本 社 東京都台東区池之端1丁目4番1号  
② 営業所 店舗名及び所在地は次のとおりであります。

| 店 舗 名                      | 所 在 地    | 店 舗 名             | 所 在 地     |
|----------------------------|----------|-------------------|-----------|
| 秋田キャッスルホテル店                | 秋 田 市    | 横浜桜木町ワシントンホテル店    | 横 浜 市 中 区 |
| J A C K 大 宮 店              | さいたま市大宮区 | 名 古 屋 店           | 名古屋市中村区   |
| CHIBA SKY WINDOWS<br>東 天 紅 | 千葉市中央区   | K I T T E 名 古 屋 店 | 名古屋市中村区   |
| 第一ホテル両国店                   | 東京都墨田区   | 大阪天満橋 O M M 店     | 大阪市中央区    |
| 上 野 店                      | 東京都台東区   | 神戸三宮・センタープラザ店     | 神戸市中央区    |
| 高 輪 店                      | 東京都港区    | 姫路・山陽百貨店東天紅       | 兵庫県姫路市    |
| 東京国際フォーラム店                 | 東京都千代田区  | LUCIS GARDEN 上野店  | 東京都台東区    |
| 深 川 店                      | 東京都江東区   | T' S G A R D E N  | 大阪市中央区    |
| オペラシティ東天紅                  | 東京都新宿区   | 海 燕 亭 上 野 店       | 東京都台東区    |

(9) 従業員の状況（平成29年2月28日現在）

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 291名    | △8名       | 38.3歳   | 14.1年       |

(注) 上記のほか、臨時従業員が月平均250名おります。

(10) 主要な借入先（平成29年2月28日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 506百万円    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 100       |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 92        |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 25,728,716株  
 (3) 株主数 3,893名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                           | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------------------|---------|---------|
| 小 泉 グ ル ー プ 株 式 会 社             | 7,721千株 | 30.1%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社            | 1,385   | 5.4     |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行               | 1,278   | 5.0     |
| 九州アフリカ・ライオン・サファリ株式会社            | 633     | 2.5     |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社         | 604     | 2.4     |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社           | 584     | 2.3     |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社             | 511     | 2.0     |
| 損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社 | 398     | 1.5     |
| 有 限 会 社 高 瀬 本 社                 | 370     | 1.4     |
| ワ ー ル ド ・ キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社     | 368     | 1.4     |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は自己株式（40,633株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年2月28日現在）

| 氏 名     | 地 位 及 び 担 当  | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                               |       |
|---------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 小 泉 和 久 | 代表取締役社長      | 小泉グループ株式会社、株式会社アブアブ赤札堂、株式会社ジーエムシー、九州アフリカ・ライオン・サファリ株式会社、塩沢リネンサプライ株式会社、株式会社LCL Partners 代表取締役社長 |       |
| 笠 原 重 厚 | 取締役副社長       | 小泉グループ株式会社 相談役                                                                                |       |
| 小松崎 文 雄 | 取締役（広域営業部長）  |                                                                                               |       |
| 松 本 恵 司 | 取締役（上野店営業部長） |                                                                                               |       |
| 石 原 徹   | 取締役          |                                                                                               |       |
| 浅 沼 俊 之 | 常勤監査役        |                                                                                               |       |
| 高 木 武 彦 | 監査役          |                                                                                               | 税理士   |
| 渡 邊 宣 昭 | 監査役          |                                                                                               | 公認会計士 |

- (注) 1. 当事業年度における役員の異動  
 (1) 平成28年5月26日開催の第60回定時株主総会終結のときをもって、常勤監査役山崎信行氏は、任期満了により退任いたしました。  
 (2) 平成28年5月26日開催の第60回定時株主総会において、浅沼俊之氏は監査役に選任され就任いたしました。同日開催の監査役会において、浅沼俊之氏が常勤監査役に選定され就任いたしました。  
 2. 取締役石原徹氏は、社外取締役であります。  
 3. 監査役高木武彦氏及び渡邊宣昭氏は、社外監査役であります。

4. 監査役高木武彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 監査役渡邊宣昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 当社は石原徹氏及び高木武彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役（5名） 45,938千円（うち社外1名 2,049千円）

監査役（4名） 6,642千円（うち社外2名 2,418千円）

（注）当事業年度末日現在の人員は取締役5名（うち社外1名）、監査役3名（うち社外2名）で支給人員との相違は、当事業年度における監査役1名の退任によるものです。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 石原 徹

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

石原徹氏は、小泉グループ株式会社の相談役であります。小泉グループ株式会社は、当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）の30.1%を有する株主であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて、発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役石原徹氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

② 監査役 高木 武彦

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回全て、監査役会14回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役高木武彦氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 監査役 渡邊 宣昭

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回全て、監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役渡邊宣昭氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額          | 26,500千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の報酬の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行の状況、及び報酬の見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成29年4月17日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（「内部統制システム構築の基本方針」）を一部改訂する決議をいたしました。改訂後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社及び子会社の取締役は、法令・定款を遵守し、コンプライアンス体制の構築を推進する。
  - ② 当社及び子会社の取締役は、使用人に法令・定款の遵守を徹底すべく、コンプライアンス体制を整備し、その遵守状況を管理・監督する。
  - ③ 監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の状況や、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
  - ④ 当社は、内部通報に関する規程を制定し、当社及び子会社の取締役及び使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談する内部通報制度の整備を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等を整備し、法令及び社内規程に基づき作成・保存する。また、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。
  - ② 取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント基本規程を策定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、顧問弁護士等の助言を受けながら迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。
  - ② 取締役及び使用人は、各部門のリスク管理について担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を検討・実施すると共に、かかるリスク管理状況を定期的に見直すものとする。
  - ③ 監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 企業価値向上を目指し、企業理念を機軸に策定した事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行うこととする。
  - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会（月1回）のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - ③ 激変する経営環境に迅速に対応するため、常勤取締役等で構成する常務会を毎週1回開催し、経営課題への機動的で効率的な職務執行を行うものとする。
  - ④ 当社は、業務分掌規程、職務権限・決裁権限規程等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
  - ⑤ 当社は、子会社においても、内部統制システムの構築及び運用に際しては、取締役の職務執行の効率性及び迅速性の確保とのバランスを維持するよう監督する。
- (5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社を含むグループ全体における業務の適正を確保するため、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ② 子会社の取締役を当社より派遣し、一体的な業務運営を図り、重要な情報を把握すると共に、当社監査役が業務執行を監査する。
  - ③ 子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役へ報告するものとする。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項  
監査役を補助する使用人を監査役が求めた場合には配置することとし、同使用人の異動、評価等については監査役会の同意を得るものとする。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役へ報告する。
  - ② 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、当社及び子会社の取締役等からその担当業務の執行状況について報告を受ける。

- ③ 監査役は稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  - ④ 監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため定期的に意見交換会を開催することとする。
  - ⑤ 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図り、意思疎通と効果的な監査業務の遂行を目指す。
  - ⑥ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (8) 監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当公司及び子会社は、監査役へ報告したことを理由として、報告した者に対し不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を請求したときは、速やかにこれに応じる。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。  
当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理部とし、その責任者を管理部長としております。また、顧問弁護士や警察及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制の整備と情報収集を行うと共に、従業員教育の徹底を図っております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は業務の適正を確保するための体制の整備を行い、取締役会等において継続的に経営上のリスクの識別及び分析を実施し、その対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、監査役は、監査役監査の他、社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。さらに、内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令、定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

# 貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部)          | 千円                | (負債の部)          | 千円                |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,402,655</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>1,473,039</b>  |
| 現金及び預金          | 1,908,148         | 買掛金             | 141,450           |
| 売掛金             | 338,095           | 短期借入金           | 235,000           |
| 商品及び製品          | 7,256             | 1年内返済長期借入金      | 421,125           |
| 原材料及び貯蔵品        | 72,512            | 未払金             | 253,720           |
| 前払費用            | 60,654            | 未払法人税等          | 205,000           |
| その他             | 16,288            | 未払消費税等          | 70,733            |
| 貸倒引当金           | △300              | 前受金             | 56,488            |
| <b>固定資産</b>     | <b>10,557,289</b> | 預り金             | 22,521            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,749,521</b>  | 賞与引当金           | 67,000            |
| 建物              | 4,115,785         | <b>固定負債</b>     | <b>1,205,046</b>  |
| 構築物             | 44,213            | 長期借入金           | 110,900           |
| 機械装置            | 63,106            | 繰延税金負債          | 220,568           |
| 車両運搬具           | 867               | 再評価に係る繰延税金負債    | 129,796           |
| 工具器具備品          | 110,983           | 退職給付引当金         | 603,586           |
| 土地              | 2,977,925         | 長期未払金           | 140,194           |
| リース資産           | 395,890           | <b>負債合計</b>     | <b>2,678,085</b>  |
| 建設仮勘定           | 40,748            | (純資産の部)         |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>24,299</b>     | <b>株主資本</b>     | <b>11,654,846</b> |
| ソフトウェア          | 23,435            | 資本金             | 2,572,092         |
| 電話加入権           | 864               | 資本剰余金           | 6,561,688         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,783,468</b>  | 資本準備金           | 6,561,688         |
| 投資有価証券          | 147,408           | 利益剰余金           | 2,530,369         |
| 関係会社株式          | 20,000            | その他利益剰余金        | 2,530,369         |
| 長期前払費用          | 16,214            | 買換資産圧縮積立金       | 454,317           |
| 差入保証金           | 1,428,314         | 繰越利益剰余金         | 2,076,052         |
| 長期未収入金          | 987,873           | <b>自己株式</b>     | <b>△9,303</b>     |
| その他             | 184,257           | 評価・換算差額等        | △1,372,987        |
| 貸倒引当金           | △600              | その他有価証券評価差額金    | 45,515            |
| <b>資産合計</b>     | <b>12,959,945</b> | <b>土地再評価差額金</b> | <b>△1,418,503</b> |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>10,281,859</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>12,959,945</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成28年 3月 1日)  
(至 平成29年 2月 28日)

| 科 目                     | 金 額      |                 |
|-------------------------|----------|-----------------|
| 売 上 高                   |          | 千円<br>6,714,849 |
| 売 上 原 価                 |          | 3,050,532       |
| 売 上 総 利 益               |          | 3,664,317       |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |          | 3,819,288       |
| 営 業 損 失                 |          | 154,971         |
| 営 業 外 収 益               |          |                 |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 5,222    |                 |
| そ の 他                   | 7,962    | 13,184          |
| 営 業 外 費 用               |          |                 |
| 支 払 利 息                 | 14,480   |                 |
| そ の 他                   | 8,311    | 22,791          |
| 経 常 損 失                 |          | 164,577         |
| 特 別 利 益                 |          |                 |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 156,192  | 156,192         |
| 特 別 損 失                 |          |                 |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 1,091    |                 |
| 減 損 損 失                 | 191,707  |                 |
| 店 舗 閉 鎖 損 失             | 40,611   |                 |
| そ の 他                   | 1,446    | 234,858         |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |          | 243,243         |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 163,213  |                 |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △410,389 | △247,176        |
| 当 期 純 利 益               |          | 3,933           |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成28年 3月 1日)  
(至 平成29年 2月 28日)

|                         | 株 主 資 本   |           |           |           |           |           |         | 株主資本計      |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剩 余 金 |           | 利 益 剩 余 金 |           |           | 自 己 株 式 |            |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金計    | その他利益剰余金  | 繰越利益剰余金   | 利益剰余金計    |         |            |
|                         |           |           | 買換資産圧縮積立金 | 繰越利益剰余金   |           |           |         |            |
| 当期首 残高 (千円)             | 2,572,092 | 6,561,688 | 6,561,688 | 897,126   | 1,248,440 | 2,145,567 | △9,277  | 11,270,070 |
| 事業年度中の変動額               |           |           |           |           |           |           |         |            |
| 買換資産圧縮積立金の積立額           |           |           |           | 21,225    | △21,225   |           |         |            |
| 買換資産圧縮積立金の取崩額           |           |           |           | △464,035  | 464,035   | —         |         | —          |
| 土地再評価差額金取崩額             |           |           |           |           | 380,868   | 380,868   |         | 380,868    |
| 当期純利益                   |           |           |           |           | 3,933     | 3,933     |         | 3,933      |
| 自己株式の取得                 |           |           |           |           |           |           | △25     | △25        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |           |           |           |           |         |            |
| 事業年度中の変動額合計(千円)         | —         | —         | —         | △442,809  | 827,611   | 384,802   | △25     | 384,776    |
| 当期末 残高 (千円)             | 2,572,092 | 6,561,688 | 6,561,688 | 454,317   | 2,076,052 | 2,530,369 | △9,303  | 11,654,846 |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等       |            |            | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|-----------------------|------------|------------|------------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 | 土地再評価差額金   | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当期首 残高 (千円)             | 25,525                | △1,044,845 | △1,019,320 | 10,250,750 |
| 事業年度中の変動額               |                       |            |            |            |
| 買換資産圧縮積立金の積立額           |                       |            |            | —          |
| 買換資産圧縮積立金の取崩額           |                       |            |            | —          |
| 土地再評価差額金取崩額             |                       |            |            | 380,868    |
| 当期純利益                   |                       |            |            | 3,933      |
| 自己株式の取得                 |                       |            |            | △25        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 19,990                | △373,657   | △353,667   | △353,667   |
| 事業年度中の変動額合計(千円)         | 19,990                | △373,657   | △353,667   | 31,108     |
| 当期末 残高 (千円)             | 45,515                | △1,418,503 | △1,372,987 | 10,281,859 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的債券……………原価法
- (2) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
  - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - 時価のないもの……………移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法……………最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
  - 主な耐用年数 建物 8年～47年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
  - 主な耐用年数 自社利用のソフトウェア 5年（社内利用における利用可能期間）
- (3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しております。

会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）以外の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法を採用する方針に変更いたしました。

この変更は、事業構造改革に伴う不採算店舗の退店、既存店の改装等の実施及び上野本店の建替えを実施したことを機に、有形固定資産の使用状況を検証した結果、今後一層の有形固定資産の長期安定的な稼働傾向が予測されるため、店舗運営コストと売上の対応の観点から、設備投資のコストを毎期平均的に負担させることが会社の経済的実態を合理的に反映させることができると判断し、定額法に変更するものであります。

この変更により、従来の方によった場合と比べ、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ110,526千円減少しております。

貸借対照表に関する注記

|                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                  | 2,083,626千円 |
| 2. 担保に供している資産                      |             |
| 建物                                 | 3,644,081千円 |
| 構築物                                | 29,544千円    |
| 土地                                 | 2,347,468千円 |
| 差入保証金                              | 273,840千円   |
| 計                                  | 6,294,935千円 |
| 上記に対応する債務                          |             |
| 短期借入金                              | 90,000千円    |
| 長期借入金                              | 528,900千円   |
| 計                                  | 618,900千円   |
| (注) 長期借入金は、1年内返済長期借入金を含めて表示しております。 |             |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務              |             |
| 短期金銭債権                             | 6,322千円     |
| 短期金銭債務                             | 11,227千円    |
| 4. 土地の再評価                          |             |

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再

評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額による方法とし、一部について第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

- ② 再評価を行った年月日 平成13年2月28日
- ③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △284,619千円
- ④ 上記差額のうち賃貸借不動産に係るもの △47,120千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高

218,377千円

2. 固定資産売却益

上野広小路の土地及び建物の売却であります。

3. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。なお、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基本単位とし資産のグルーピングを行っております。

| 用 途   | 種 類 | 場 所 | 減 損 損 失（千円） |
|-------|-----|-----|-------------|
| 事業用資産 | 建物等 | 新宿区 | 191,707     |
| 合 計   |     |     | 191,707     |

事業用資産については収益性の低下が見込まれる店舗について、投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

建物 156,345千円

機械装置 11,338千円

車両運搬具 164千円

工具器具備品 23,858千円

計 191,707千円

なお、回収可能価額は正味売却価額であり、その評価額は残存価額を基礎としております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当 事 業 年 度<br>期首の株式数(株) | 当 事 業 年 度<br>増加株式数(株) | 当 事 業 年 度<br>減少株式数(株) | 当 事 業 年 度 末<br>の 株 式 数 ( 株 ) |
|-------|------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------|
| 発行済株式 |                        |                       |                       |                              |
| 普通株式  | 25,728,716             | —                     | —                     | 25,728,716                   |
| 合 計   | 25,728,716             | —                     | —                     | 25,728,716                   |
| 自己株式  |                        |                       |                       |                              |
| 普通株式  | 40,445                 | 188                   | —                     | 40,633                       |
| 合 計   | 40,445                 | 188                   | —                     | 40,633                       |

※ 自己株式188株の増加は単元未満株式の買い取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。

デリバティブ取引は利用しない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクについては債権管理要領に沿って取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価額の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の賃借にかかる敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金は原則として固定金利で調達しておりますが、変動金利の流動性リスクについては、各社からの報告に基づき財務担当が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足的説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

|                       | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|-----------------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金            | 1,908,148        | 1,908,148 | —       |
| (2) 売掛金               | 338,095          | 338,095   | —       |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 147,225          | 147,225   | —       |
| (4) 差入保証金             | 55,906           | 53,810    | △2,095  |
| 資産計                   | 2,449,375        | 2,447,279 | △2,095  |
| (5) 買掛金               | 141,450          | 141,450   | —       |
| (6) 未払金               | 253,720          | 253,720   | —       |
| (7) 短期借入金             | 235,000          | 235,000   | —       |
| (8) 長期借入金             | 532,025          | 532,089   | 64      |
| 負債計                   | 1,162,195        | 1,162,260 | 64      |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、返済予定額を現在価値に割引いて算定しております。

負 債

(5) 買掛金及び(6) 未払金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

なお、1年内返済長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分       | 貸借対照表計上額 (千円) |
|----------|---------------|
| ① 非上場株式  | 182           |
| ② 差入保証金  | 1,372,408     |
| ③ 長期未収入金 | 987,873       |
| 合計       | 2,360,464     |

(注) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び有価証券の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|-----------|--------------|---------------|-----------|
| 現金及び預金 | 1,908,148 | —            | —             | —         |
| 売掛金    | 338,095   | —            | —             | —         |
| 差入保証金  | 9,101     | 31,204       | 15,600        | —         |
| 長期未収入金 | —         | 987,873      | —             | —         |
| 合計     | 2,255,345 | 1,019,077    | 15,600        | —         |

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内 (千円) | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|
| 長期借入金 | 421,125   | 110,900      | —            | —            | —            | —        |
| 合計    | 421,125   | 110,900      | —            | —            | —            | —        |

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 未払事業税             | 12,986千円   |
| 未払事業所税            | 4,853千円    |
| 賞与引当金             | 20,703千円   |
| 未払社会保険料           | 2,935千円    |
| 退職給付引当金           | 184,697千円  |
| 長期未払金（役員退職慰労引当金分） | 42,899千円   |
| 減損損失              | 115,383千円  |
| その他               | 7,873千円    |
| 計                 | 392,333千円  |
| 評価性引当額            | △392,333千円 |
| 繰延税金資産合計          | —          |

繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| 買換資産圧縮積立金    | △200,499千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △20,068千円  |
| 繰延税金負債合計     | △220,568千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △220,568千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳については、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成28年3月29日に、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が国会で成立し、平成28年4月1日以後開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成29年3月1日から平成31年2月28日までに解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が32.3%から30.9%に、また、平成31年3月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が32.3%から30.6%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金負債の金額が21,629千円減少し、当事業年度の法人税等調整額が20,988千円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は16,774千円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

(ア) 子会社等

| 属性  | 会社等の名称                    | 所在地        | 資本金は<br>又出資<br>金(千円) | 事業の容<br>内又は職<br>業                 | 議決権<br>等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係              | 取引の内容   | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------------------|------------|----------------------|-----------------------------------|-------------------------------|----------------------------|---------|--------------|-----|--------------|
| 子会社 | 株式会社<br>L C L<br>Partners | 東京都<br>台東区 | 20,000               | 日本料理<br>店の経営<br>婚関連<br>諸事業の<br>経営 | (所有)<br>直接100.0               | 店舗の業務委託<br>婚商品の仕入<br>役員の兼任 | 店舗の業務委託 | 158,862      | 未払金 | 5,971        |
|     |                           |            |                      |                                   |                               |                            | 店舗の婚商品入 | 59,515       | 買掛金 | 5,256        |

(イ) その他の関係会社の子会社等

| 属性                           | 会社等の名称                | 所在地         | 資本金は<br>又出資<br>金(千円) | 事業の容<br>内又は職<br>業 | 議決権<br>等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係       | 取引の内容            | 取引金額<br>(千円) | 科目         | 期末残高<br>(千円) |
|------------------------------|-----------------------|-------------|----------------------|-------------------|-------------------------------|---------------------|------------------|--------------|------------|--------------|
| その他<br>関係の<br>会社<br>の子<br>会社 | 株式会社<br>アップ<br>赤札     | 東京都<br>台東区  | 1,000,000            | 繊維、食品<br>等の小売     | —                             | 店舗の賃借<br>役員の兼任      | 店舗の賃借他<br>保証金の差入 | 28,793<br>—  | —<br>差入保証金 | —<br>70,000  |
|                              | 株式会社<br>ジーエ<br>ムシー    | 東京都<br>文京区  | 50,000               | ビルメンテ<br>ナンス業     | —                             | 店舗の清掃<br>役員の兼任      | 店舗の清掃            | 22,141       | 未払金        | 2,254        |
|                              | 塩沢リネ<br>ンサプ<br>ライ株式会社 | 新潟県<br>南魚沼市 | 70,000               | リネンサ<br>プライ業      | —                             | 店舗のリネンサ<br>プライ役員の兼任 | 店舗のリネ<br>ンサプライ   | 56,018       | 未払金        | 5,434        |

- (注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針  
 店舗の賃借他については、近隣の取引実勢に基づいて契約により決定しております。  
 店舗の業務委託及び婚商品の仕入、清掃、リネンサプライについては、一般の取引条件と同様に決定しております。

### 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の店舗等（土地を含む）を所有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は29,424千円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

| 貸借対照表計上額          |                  |                  | 当事業年度末の時価<br>(千円) |
|-------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 当事業年度期首残高<br>(千円) | 当事業年度増減額<br>(千円) | 当事業年度末残高<br>(千円) |                   |
| 1,566,028         | △1,122,898       | 443,130          | 393,974           |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価に土地再評価を行った金額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、主な減少額は賃貸用不動産の売却（1,107,185千円）及び減価償却費（17,438千円）であります。
3. 事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定書に基づく金額によっております。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。
- また、その他の物件については一定の評価額や市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額であります。

### 1株当たり情報に関する注記

|              |         |
|--------------|---------|
| 1株当たり純資産額    | 400.26円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 0.15円   |

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成 29 年 4 月 12 日

株式会社 東 天 紅  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |           |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高 尾 英 明 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 浅 野 俊 治 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東天紅の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

個別注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度の期首より、従来定率法により減価償却を行っていた有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あらず監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 4 月 14 日

株式会社 東天紅 監査役会

常勤監査役 浅 沼 俊 之 ㊟

社外監査役 高 木 武 彦 ㊟

社外監査役 渡 邊 宣 昭 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを求めています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、株式の併合を行いたいと存じます。

### 2. 併合する株式の内容

#### (1) 併合する株式の種類

普通株式

#### (2) 併合する株式の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合したいと存じます。

ただし、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数に応じて交付いたします。

#### (3) 株式併合の効力発生日

平成29年9月1日

#### (4) 効力発生における発行可能株式総数

4,000,000株

#### (5) その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、株主様をご所有の当社の株式数は、併合前の10分の1となりますが、その前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様をご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 第1号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条の発行可能株式総数を変更するとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更するものであります。

なお、本変更については、第1号議案における株式併合の効力発生日である平成29年9月1日をもって効力を発生する旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、現行定款第5条の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

(3) 法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)として新設し、現行定款第15条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                    | 変 更 案                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は東京都で発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> | <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> |
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は40,000,000株とする。</p>   | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は4,000,000株とする。</p>                                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第15条～第30条 ( 条文省略 )</p> <p>(新 設)</p> | <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条～第31条 (現行どおり)</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>本定款第6条および第8条の変更は、平成29年9月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は平成29年9月1日の経過後、これを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役5名のうち4名は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | こいづみかずひさ<br>小泉和久<br>(昭和25年9月10日)  | 昭和52年3月 当社代表取締役社長<br>昭和52年5月 当社取締役会長<br>平成13年8月 当社代表取締役会長兼社長<br>平成16年6月 当社代表取締役社長就任<br>(現在に至る)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>小泉グループ株式会社、株式会社アブアブ赤札堂、株式会社ジーエムシー、九州アフリカ・ライオン・サファリ株式会社、塩沢リネンサプライ株式会社、株式会社LCL Partners 代表取締役社長 | 298,591株       |
| 2     | かきほらしげあつ<br>笠原重厚<br>(昭和20年9月11日)  | 昭和44年9月 監査法人千代田事務所入所<br>昭和51年12月 当社入社<br>昭和55年6月 当社社長室長<br>昭和58年5月 当社取締役経理部長<br>平成元年5月 当社常務取締役<br>平成20年5月 当社専務取締役<br>平成25年5月 当社取締役副社長就任<br>(現在に至る)                                                                | 18,550株        |
| 3     | こまつさきふみお<br>小松崎文雄<br>(昭和27年7月20日) | 昭和51年3月 当社入社<br>平成13年10月 当社上野営業部長<br>平成16年3月 当社営業本部店舗営業担当部長<br>平成17年5月 当社取締役営業部長<br>平成22年3月 当社取締役広域営業部長就任<br>(現在に至る)                                                                                              | 9,000株         |

| 候補者番号 | ふりがな<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | いしはら とおる<br>石原 徹<br>(昭和21年4月4日) | 昭和44年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行<br>平成7年5月 同行シンガポール支店長<br>平成10年6月 同行取締役シンガポール支店長兼本店審議役<br>平成11年6月 大東証券株式会社常務取締役<br>平成12年6月 同社専務取締役<br>平成13年5月 小泉グループ株式会社常務取締役<br>平成23年5月 当社取締役<br>平成24年5月 小泉グループ株式会社取締役相談役<br>平成27年5月 当社社外取締役就任（現在に至る）<br>平成28年5月 小泉グループ株式会社相談役<br>（現在に至る） | 11,000株        |

(注) 1. 取締役候補者小泉和久氏は、

- ① 小泉グループ株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に土地賃貸等の取引関係があります。また、同社は当社の主要株主であります。
- ② 株式会社アブアブ赤礼堂の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に建物賃借の取引関係があります。
- ③ 株式会社ジーエムシーの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に清掃業務の取引関係があります。
- ④ 塩沢リネンサプライ株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間にリネンサプライ業務の取引関係があります。
- ⑤ 株式会社LCL Partnersの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に日本料理レストランの業務委託、婚礼商品仕入の取引関係があります。

2. 取締役候補者石原徹氏は、

- ① 社外取締役候補者であります。
- ② 長年にわたる企業経営の実績と金融や財務についての深い見識をお持ちであることから、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ③ 小泉グループ株式会社の相談役を兼務し、当社は同社との間に土地賃貸等の取引関係があります。また、同社は当社の主要株主であります。当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
- ④ 現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会最終のときをもって2年となります。
- ⑤ 当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再選が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- ⑥ 当社の借入先である株式会社みずほ銀行の出身ですが、同氏が同行を退職されてからすでに10年以上が経過しております。そのため、独立性に問題はないと判断し、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

3. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

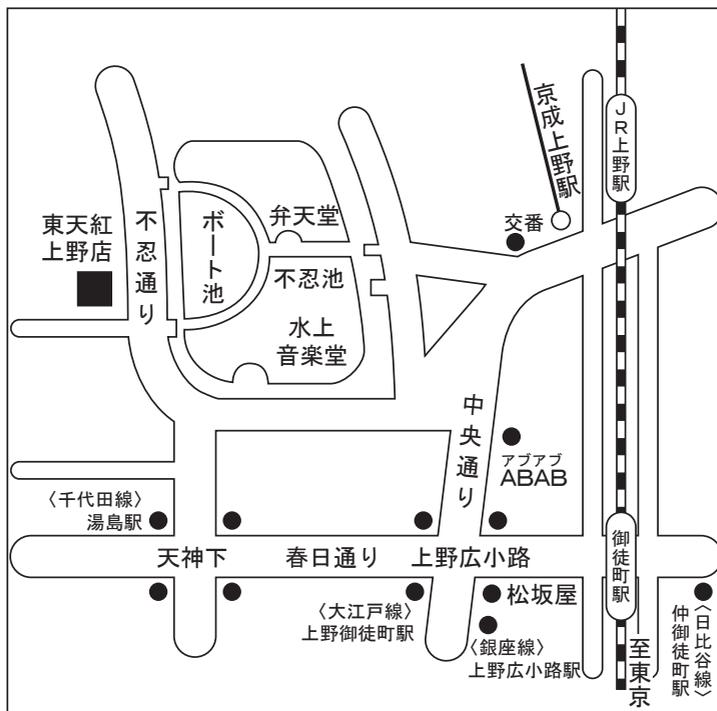


## 株主総会会場ご案内

東京都台東区池之端 1 丁目 4 番 1 号

東天紅上野店 3階 鳳凰の間

電話 03 (3828) 5111(代)



|   |    |                   |       |
|---|----|-------------------|-------|
| J | R  | 上野駅しのばず口          | 徒歩13分 |
|   |    | 御徒町駅北口            | 徒歩13分 |
| 私 | 鉄  | 京成線・京成上野駅         | 徒歩10分 |
| 地 | 下鉄 | 千代田線・湯島駅 1 番出口    | 徒歩 3分 |
|   |    | 銀座線・上野広小路駅 3 番出口  | 徒歩10分 |
|   |    | 大江戸線・上野御徒町駅 3 番出口 | 徒歩10分 |

お 願 い : 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。